

新型コロナウイルス感染拡大防止のための北見工業大学の行動指針(BCP)

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部署ごとに判断することもあります。
 医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。
 この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

レベル		教員等研究スタッフ	授業(講義・演習・実習)	学生	学生の課外活動	技術部・事務局職員	会議等(研修、説明会を含む)	
0	通常							
1	制限(小)	在勤地域に感染者が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大に最大限配慮して研究活動を行う。その際、「3密(密閉・密集・密接)」を避けることを厳守し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ○ オンライン授業を積極的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大に最大限配慮した上で、学内で講義等を受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に最大限配慮した上での許可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○ 一部の職員に対して別室又は在宅勤務を命じることができ、別室又は在宅勤務者に対しては、別室又は在宅で処理が可能な業務を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止措置を講じた上で、会議室等で開催する。 ○ テレビ会議やメール等による書面審議を推奨する。
2	制限(中)	都道府県知事から、外出自粛その他の行動規制に関する要請があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大に最大限配慮して研究活動を行う。その際、「3密(密閉・密集・密接)」を避けることを厳守し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン授業を中心に実施する。 ○ 一部の演習、実験、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で対面で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、自宅等学外からオンライン授業を受講する。 ○ 一部の演習、実験、実習等について、感染拡大に最大限配慮した上で、学内で受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○ 一部の職員に対して別室又は在宅勤務を命じることができ、別室又は在宅勤務者に対しては、別室又は在宅で処理が可能な業務を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。 ○ ただし、必要不可欠なものについては会議室等での開催を可能とする。
3	制限(大)	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛や、在宅勤務の積極的活用促進等、新型コロナウイルスの感染防止に必要な協力を要請された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究スタッフのみ短時間の立ち入りを許可するが、それ以外は在宅で研究活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン授業のみで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、学内への立入を禁止する。 ○ 自宅等学外からオンライン授業を受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部署は、在宅勤務者等の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○ 一定程度の職員に対して別室又は在宅勤務を命じることとし、別室又は在宅勤務者に対しては、別室又は在宅で処理が可能な業務を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。 ○ ただし、必要不可欠なものについては会議室等での開催を可能とする。
4	制限(最大)	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛や、在宅勤務の積極的活用促進等、新型コロナウイルスの感染防止に必要な協力を要請された場合で、かつ、本学関係者の罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・共同研究員も可)のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン授業のみで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内への立入を禁止する。 ○ 自宅等学外からオンライン授業を受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。 ○ 多くの職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、延期・中止とする。 ○ ただし、大学機能を一定程度維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
5	活動の原則停止	学内でのクラスター発生等により、大学を閉鎖せざるを得ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン授業のみで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内への立入を禁止する。 ○ 自宅等学外からオンライン授業を受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延期・中止とする。 ○ ただし、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。